

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	.....	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	.....	64

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位欄に定めるものとする。

道府県	経費の種類	測定単位
一〇七略	八 補正予算償還費	昭和六十二年 <b>度</b> から平成十年 <b>度</b> までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
		平成十一年 <b>度</b> から平成十四年 <b>度</b> まで及び平成十六年 <b>度</b> から平成二十九 <b>年</b> 度までの

現行

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類欄に掲げる経費について、それぞれその測定単位欄に定めるものとする。

道府県	経費の種類	測定単位
一〇七略	八 補正予算償還費	昭和六十一年 <b>度</b> から平成十年 <b>度</b> までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
		平成十一年 <b>度</b> から平成十四年 <b>度</b> まで及び平成十六年 <b>度</b> から平成二十八 <b>年</b> 度までの

<p>九 地方税減収補填償還費</p>	<p>各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成九年度から平成二十九年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>十 臨時財政特例償還費</p>	<p>臨時財政特例対策のため平成九年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>
<p>十一 財源対策償還費</p>	<p>平成九年度から平成二十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>十二・十三 略</p>	
<p>十四 臨時財政対策債償還費</p>	<p>臨時財政対策のため平成十三年から平成二十九年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>十五 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費</p>	<p>平成二十三年から平成二十九年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>九 地方税減収補填償還費</p>	<p>各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>十 臨時財政特例償還費</p>	<p>臨時財政特例対策のため平成八年度から平成十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>
<p>十一 財源対策償還費</p>	<p>平成八年度から平成二十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
<p>十二・十三 略</p>	
<p>十四 臨時財政対策債償還費</p>	<p>臨時財政対策のため平成十三年から平成二十八年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額</p>
<p>十五 東日本大震災全国緊急防災施策等償還費</p>	<p>平成二十三年から平成二十八年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>

		市町村	額
十三・十四略	九 補正予算償還費	昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	額
	十 地方税減収補填償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十九年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
十三・十四略	十一 臨時財政特例償還費	地方税の減収補填のため平成九年度から平成二十九年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	額
	十二 財源対策償還費	臨時財政特例対策のため平成九年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	
十三・十四略	十三 財源対策償還費	平成九年度から平成二十九年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	額
	十四 償還費		

		市町村	額
十三・十四略	九 補正予算償還費	昭和六十一年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	額
	十 地方税減収補填償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十八年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
十三・十四略	十一 臨時財政特例償還費	地方税の減収補填のため平成八年度から平成二十八年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	額
	十二 財源対策償還費	臨時財政特例対策のため平成八年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	
十三・十四略	十三 財源対策償還費	平成八年度から平成二十八年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	額
	十四 償還費		

十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十九年 度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六 東日本大震災 全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十九年 度までの各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額

2 略

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

種類 一〇三十九 略	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十九年 度までの各年度において発行につ	千円

十五 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十八 年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六 東日本大震災 全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十八 年度までの各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

種類 一〇三十九 略	測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
四十 災害 復旧事業 費の財源 に充てる ため発行	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十八 年度までの各年度において発行につ	千円

について  
同意又は  
許可を得  
た地方債  
に係る元  
利償還金

て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指  
定するものを除く。)の当該年度における元  
利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行  
した災害復旧事業に係る経費に充てるため発  
行について同意又は許可を得た地方債(平成  
二十二年度から平成二十九年までの各年度  
において発行について同意又は許可を得た地  
方債で総務大臣の指定するものを除く。)の  
当該年度における元利償還金(6)に掲げるも  
のを除く。)

- (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、  
地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事  
業に係る経費又は国が行う地盤沈下、地盤変  
動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係  
る負担金に充てるため発行について同意又は  
許可を得た地方債(平成二十三年から平成  
二十九年度までの各年度において発行につい  
て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指  
定するものを除く。)の当該年度における元  
利償還金

- (3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う  
緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事  
業若しくは河川事業に係る経費又は国が行う

について  
同意又は  
許可を得  
た地方債  
に係る元  
利償還金

て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指  
定するものを除く。)の当該年度における元  
利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行  
した災害復旧事業に係る経費に充てるため発  
行について同意又は許可を得た地方債(平成  
二十二年度から平成二十八年度までの各年度  
において発行について同意又は許可を得た地  
方債で総務大臣の指定するものを除く。)の  
当該年度における元利償還金(6)に掲げるも  
のを除く。)

- (2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、  
地盤変動若しくは海岸侵食の防止のための事  
業に係る経費又は国が行う地盤沈下、地盤変  
動若しくは海岸侵食の防止のための事業に係  
る負担金に充てるため発行について同意又は  
許可を得た地方債(平成二十三年から平成  
二十八年度までの各年度において発行につい  
て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指  
定するものを除く。)の当該年度における元  
利償還金

- (3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う  
緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事  
業若しくは河川事業に係る経費又は国が行う

---

---

災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国が行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十

---

---

災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国が行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十

四十一 略	号)第二十四条第一項及び第二項に規定する 地方債の当該年度における元利償還金	
四十二 昭 和六十二 年度から 平成十年 度までの 各年度に おいて国 の補正予 算等に係 る事業費 の財源に 充てると め発行を 許可され た地方債 に係る元 利償還金	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるとし昭和六十二年 度から平成十年 度までの各年度において発行を許可された地方債 で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の 行う事業が当該各年度の国の補正予算により追 加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用 に係るもののうち総務大臣が指定するものに係 る当該年度における元利償還金	千円
四十三 平 成十一年 度から平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるとし平成十一年度から平成十四年度	千円

四十一 略	号)第二十四条第一項及び第二項に規定する 地方債の当該年度における元利償還金	
四十二 昭 和六十一 年度から 平成十年 度までの 各年度に おいて国 の補正予 算等に係 る事業費 の財源に 充てると め発行を 許可され た地方債 に係る元 利償還金	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるとし昭和六十一年 度から平成十年 度までの各年度において発行を許可された地方債 で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の 行う事業が当該各年度の国の補正予算により追 加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用 に係るもののうち総務大臣が指定するものに係 る当該年度における元利償還金	千円
四十三 平 成十一年 度から平	国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した 事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担 金に充てるとし平成十一年度から平成十四年度	千円



成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十九年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四 地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成九年度から平成十 四年度までの各年度において特別に発行を許可	千円
--	-------	--	----

成十四年 度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十八年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十四 地	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税 割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事 業税の減収補填のため、平成八年度から平成十 四年度までの各年度において特別に発行を許可	千円
--	-------	--	----

<p>九年度か ら平成二 十九年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額</p> <p>四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 九年度か ら平成十 二年度ま での各年 度におい て特別に</p>	<p>された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十九年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成九年度から平成二十九年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>
---	---	-----------

<p>八年度か ら平成二 十八年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額</p> <p>四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 八年度か ら平成十 二年度ま での各年 度におい て特別に</p>	<p>された地方債の額の百分の八十に相当する額及び平成十五年度から平成二十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の所得割及び法人税割並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の減収補填のため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額</p>	<p>千円</p>
---	--	-----------

四十九 略	四十七・四十八 略	四十九 臨	時財政対	<p>発行を許 可された 地方債の 額</p>	<p>補助額の減額による地方負担の増大に対処する ため平成九年度から平成十二年度までの各年度 において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>四十六 平 成九年度 から平成 二十九 年度までの 各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p>	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事 業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事 業等に係る経費に充てるため平成九年度から平 成二十九年度までの各年度において発行につい て同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度 の財源対策のため発行について同意又は許可を 得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	千円	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成十五年法律第十号）第三条の規定による改</p>
-------	-----------	-------	------	-------------------------------------	---	--	--	----	---

四十九 略	四十七・四十八 略	四十九 臨	時財政対	<p>発行を許 可された 地方債の 額</p>	<p>補助額の減額による地方負担の増大に対処する ため平成八年度から平成十二年度までの各年度 において特別に発行を許可された地方債の額</p>	<p>四十六 平 成八年度 から平成 二十八 年度までの 各年度の 財源対策 のため当 該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額</p>	<p>一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事 業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事 業等に係る経費に充てるため平成八年度から平 成二十八年度までの各年度において発行につい て同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度 の財源対策のため発行について同意又は許可を 得た地方債として総務大臣が指定するものの額</p>	千円	<p>(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平 成十五年法律第十号）第三条の規定による改</p>
-------	-----------	-------	------	-------------------------------------	---	--	--	----	---

策のため 平成十三 年度から 平成二十 九年度ま での各年 度におい て特別に 起こすこ とができ ることと された地 方債の額	正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による

策のため 平成十三 年度から 平成二十 八年度ま での各年 度におい て特別に 起こすこ とができ ることと された地 方債の額	正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
	(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による

<p>年度まで 成二十九 度から平 二十三年 五十 平成</p>	<p>改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年から平成二十八年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法</p>	<p>千円</p>
--	--	-----------

<p>年度まで 成二十八 度から平 二十三年 五十 平成</p>	<p>改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年から平成二十八年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額</p> <p>(1) 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法</p>	<p>千円</p>
--	---	-----------

<p>の各年度 において 東日本大 震災全国 緊急防災 施策等に 要する費 用に充て るため発 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額</p>	<p>律第七十六号) 第二条に定める基本理念に基 づき平成二十三年度から平成二十七年まで の間において実施する施策のうち全国的に、 かつ、緊急に実施する防災及び減災のための 施策に要する費用に充てるため平成二十三年 度から平成二十七年までの各年度において 発行について同意又は許可を得た地方債で総 務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び 減災のための施策に要する費用に充てるため 平成二十五年から平成二十九年までの各 年度において発行について同意又は許可を得 た地方債で総務大臣の指定するものの額 (1) に掲げるものを除く。</p>
---	---

4 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

<p>の各年度 において 東日本大 震災全国 緊急防災 施策等に 要する費 用に充て るため発 行につい て同意又 は許可を 得た地方 債の額</p>	<p>律第七十六号) 第二条に定める基本理念に基 づき平成二十三年度から平成二十七年まで の間において実施する施策のうち全国的に、 かつ、緊急に実施する防災及び減災のための 施策に要する費用に充てるため平成二十三年 度から平成二十七年までの各年度において 発行について同意又は許可を得た地方債で総 務大臣の指定するものの額</p> <p>(2) 全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び 減災のための施策に要する費用に充てるため 平成二十五年から平成二十八年までの各 年度において発行について同意又は許可を得 た地方債で総務大臣の指定するものの額 (1) に掲げるものを除く。</p>
---	---

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。
- 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。
- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を  
変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で  
前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合におい  
ては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない  
い。

(測定単位の数値の補正)

第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別が

あり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階  
二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて逓減又は逓増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いず、不足累進の方法により算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補

正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割合となり、又は割安となる割合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて逡減又は逡増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いずに算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割合となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割合となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができなにか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。



5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

地方団

口 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができな

いか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乗じて得た数を当該率を用い

ないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

地方団

道府県	類	体の種
八 還費	一〇七略	経費の種類
八 補正予算債償	昭 和 六 十 二 年 度 から 平 成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	測定単位
	種別補正	補正の種類
	種別補正	種別補正

道府県	類	体の種
八 還費	一〇七略	経費の種類
八 補正予算債償	昭 和 六 十 一 年 度 から 平 成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	測定単位
	種別補正	補正の種類
	種別補正	種別補正

<p>十一 財源対策債 償還費</p>		<p>十 臨時財政特例 償還費</p>	<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>
<p>平成二十九年度 までの各年度の</p>	<p>平成九年度から 額</p>	<p>臨時財政特例対 策のため平成九 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>地方税の減収補 填のため平成九 年度から平成二 十九年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

<p>十一 財源対策債 償還費</p>		<p>十 臨時財政特例 償還費</p>	<p>九 地方税減収補 填償償還費</p>
<p>平成二十八年度 までの各年度の</p>	<p>平成八年度から 額</p>	<p>臨時財政特例対 策のため平成八 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額</p>	<p>地方税の減収補 填のため平成八 年度から平成二 十八年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額</p>
<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>	<p>種別補正</p>

十二・十三 略	財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十四 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 九年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	種別補正
十五 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度 から平成二十九 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充	種別補正		

十二・十三 略	財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	十四 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策の ため平成十三年 度から平成二十 八年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	種別補正
十五 東日本大震 災全国緊急防災 施策等債償還費	平成二十三年度 から平成二十八 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充	種別補正		

	市町村
八 補正予算債償 還費	一〇七略
昭和三十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る元 利償還金	昭和三十二年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る元 利償還金
種別補正	種別補正

	市町村
八 補正予算債償 還費	一〇七略
昭和六十一年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る元 利償還金	昭和六十一年 度から平成十 年度までの各 年度において 国の補正予算 等に係る事業 費の財源に充 てるため発行 を許可された 地方債に係る元 利償還金
種別補正	種別補正

十一 財源対策債	十 臨時財政特例 債償還費	九 地方税減収補 填債償還費	の財源に充てる ため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
平成九年度から	臨時財政特例対 策のため平成九 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	地方税の減収補 填のため平成九 年度から平成二 十九年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	の財源に充てる ため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
種別補正	種別補正	種別補正		

十一 財源対策債	十 臨時財政特例 債償還費	九 地方税減収補 填債償還費	の財源に充てる ため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
平成八年度から	臨時財政特例対 策のため平成八 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額	地方税の減収補 填のため平成八 年度から平成二 十八年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	の財源に充てる ため発行につ いて同意又は許 可を得た地方債 の額	種別補正
種別補正	種別補正	種別補正		

償還費

平成二十九年度  
までの各年度の  
財源対策のため  
当該各年度にお  
いて発行につい  
て同意又は許可  
を得た地方債の  
額

十二・十三 略

十四 臨時財政対  
策債償還費

臨時財政対策の  
ため平成十三  
年から平成二十  
九年度までの各  
年度において特  
別に起こすこと  
ができることと  
された地方債の  
額

種別補正

十五 東日本大震

災全国緊急防災  
施策等債償還費

平成二十三年度  
から平成二十九  
年度までの各年  
度において東日  
本大震災全国緊  
急

種別補正

償還費

平成二十八年度  
までの各年度の  
財源対策のため  
当該各年度にお  
いて発行につい  
て同意又は許可  
を得た地方債の  
額

十二・十三 略

十四 臨時財政対  
策債償還費

臨時財政対策の  
ため平成十三  
年から平成二十  
八年度までの各  
年度において特  
別に起こすこと  
ができることと  
された地方債の  
額

種別補正

十五 東日本大震

災全国緊急防災  
施策等債償還費

平成二十三年度  
から平成二十八  
年度までの各年  
度において東日  
本大震災全国緊  
急

種別補正

6  
～  
12  
略

	急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

6 前条第二項の測定単位の数値については、道府県又は市町村ごとに、人口にあつては段階補正を、面積にあつては種別補正を行うものとする。

	急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗又は加算して得た率によるものとする。

8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。

9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織してい



附則

(平成三十年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成三十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百五十億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成

三十年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方交付税法(以

下「旧法」という。)附則第四条の二第二項の規定において平成三十年

る地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

附則

(平成二十九年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十九年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に九千九百億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための三千四百六十三億五千二百五十八万三千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)

第一条の規定による改正前の地方交付税法(以

下「旧法」という。)附則第四条の二第二項の規定において平成二十九

度分 の交付税の総額に加算することとされていた額 三千三百六十七億円

三 平成三十年 度 における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 千六百五十五億三千四百五十万円

四 平成三十年 度 における借入金額の額に相当する額 三十一兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十九年度 における借入金額の額に相当する額 三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成三十年 度 における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 八百四億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成三十年 度 分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十一年度から平成六十四年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成三十一年度から平成六十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 当該各年度における借入金の額に相当する額

年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 三千八百七億円

三 平成二十九年度 における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策の特例加算額 六千六百五十億五千七百八十万円

四 平成二十九年度 における借入金額の額に相当する額 三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十八年度 における借入金額の額に相当する額 三十二兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成二十九年度 における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 八百二十億円

七 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十九年度 分 の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（平成三十年 度 から平成六十四年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成三十年 度 から平成六十四年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 当該各年度における借入金の額に相当する額

- 三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額
- 四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成三十一年度から平成四十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	三億円

- 三 当該各年度の前年度における借入金に相当する額
- 四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成三十年から平成四十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	三億円

平成四十四年度

三億円

3 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を平成三十一年度から平成四十二年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

4 平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円をそれぞれ減額する。

5 略

平成四十四年度

三億円

3 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を平成三十年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成三十年から平成三十三年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千三百五十四億八千四百四十万円を、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千八百十一億九千万円を、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

4 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第

( ) 平成三十一年度における臨時財政対策のための特例加算)

#### 第四条の三

平成三十一年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るためには、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で平成三十一年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成三十一年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

#### 第六条

当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算

四 四 第一条の規定による借入金額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成三十年及び平成三十一年度における臨時財政対策のための特例加算)

#### 第四条の三

平成三十年及び平成三十一年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るためには、当該各年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で平成三十年及び平成三十一年度の各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(7)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

#### 第五条の三

当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算

定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口減少等特 別対策事業費	人口	一人につき 一、七〇〇 円
市町村	人口減少等特 別対策事業費	人口	一人につき 三、四〇〇 円

2 略

(削る)

定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	人口減少等特 別対策事業費	人口	一人につき 一、七〇〇 円
市町村	人口減少等特 別対策事業費	人口	一人につき 三、四〇〇 円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十九年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税

の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇 用対策費	人口	一人につき 四五〇円
市町村	地域経済・雇 用対策費	人口	一人につき 四二〇円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(平成三十年度及び平成三十一年度)の各年度分の交付税に係る基準  
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成三十年度及び平成三十一年度 の各年度分の交付税に  
限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成三十年度 にあつては  
第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる  
額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、

平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で  
定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円に当該道府県の控除前財  
源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政  
需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零  
とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財  
源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆八千十二億二千三百四十四万五千円 に当該市町村の控除前  
財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を  
乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる  
数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところに  
より、補正することができる。

一 平成二十九年に於ける基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定  
の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除し  
て得た数値

二 平成二十八年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改

(平成二十九年から平成三十一年度までの各年度分の交付税に係る基準  
財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十九年から平成三十一年度までの各年度分の交付税に  
限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十九年に於つては  
第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる  
額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成三十年  
度及び平成三十一年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で  
定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二兆二千七百七十四億八千五百八十八万六千円に当該道府県の控除前財  
源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政  
需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零  
とする。)をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財  
源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円に当該市町村の控除前  
財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を  
乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる  
数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところに  
より、補正することができる。

一 平成二十八年度における基準財政収入額を旧法



正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三| 平成二十七年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四| 平成二十六年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五| 平成二十五年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

（削る）

3  
略

則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二| 平成二十七年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三| 平成二十六年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四| 平成二十五年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五| 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3  
都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を

(平成三十年度)における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 平成三十年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下この条にお

超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

(平成二十九年度)における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四 平成二十九年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号。以下この条にお

て「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成三

て「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）、震災特例法、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の道府県民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二

十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十

十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十

八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法

八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法

、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法及び平成二十九年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成三十年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適當でないこと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成三十年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成三十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成三十年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十九年  
度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十九年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十九年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十九年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適當でないこと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(平成二十九年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十九年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十九年度震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十九年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十八年  
度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条に規定する震災復興特別交

付税に充てるための三千二百五十七億三千七百四万円　の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成三十年度分　として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成三十年度震災復興特別交付税額　の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成三十年度震災復興特別交付税額　の合算額を加算した額とする。

（平成三十年度震災復興特別交付税額の一部の平成三十一年度における交付等）

**第十二条** 平成三十年度分　として交付すべき交付税の総額のうち平成三十年度震災復興特別交付税額　については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成三十年度内　に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成三十年度分　として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十九年　度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成三十年度内　に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成三十一年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成三十年度震災復興特別交付税額　の一部を平成三十一年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成三十年度震災復興特別交付税額　の一部の加算がなかったものとした場合における平成三十

付税に充てるための三千四百六十三億五千二百五十八万三千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十九年　度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十九年　度震災復興特別交付税額　の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十九年　度震災復興特別交付税額　の合算額を加算した額とする。

（平成二十九年　度震災復興特別交付税額の一部の平成三十年度における交付等）

**第十二条** 平成二十九年　度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十九年　度震災復興特別交付税額　については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を平成二十九年　度内　に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十九年　度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十八　年度震災復興特別交付税額の一部のうち、平成二十九年　度内　に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成三十年度分　として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十九年　度震災復興特別交付税額　の一部を平成三十一年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十九年　度震災復興特別交付税額　の一部の加算がなかったものとした場合における平成三十



一年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成三十年地震復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成三十年地震復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

**第十三条** 平成三十年及び平成三十一年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成三十年度」にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十年地震復興特別交付税額を、平成三十一年度にあつては同年度の特別交付税の

年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十九年地震復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成三十年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十九年地震復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

**第十三条** 平成二十九年及び平成三十年において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（附則第四条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十九年度」にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十九年地震復興特別交付税額を、平成三十年度」にあつては同年度の特別交付税の

総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

**（平成三十年度及び平成三十一年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）**

**第十四条** 平成三十年度及び平成三十一年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成三十年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額のうち平成二十九年度において交付された額を控除した額」と、平成三十一年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成三十年度震災復興特別交付税額のうち平成三十年度において交付された額を控除した額」とする。

**（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）**

総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

**（平成二十九年度及び平成三十年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）**

**第十四条** 平成二十九年度及び平成三十年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十九年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）

第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十八年度震災復興特別交付税額のうち平成二十八年度において交付された額を控除した額」と、平成三十年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十九年度震災復興特別交付税額のうち平成二十九年度において交付された額を控除した額」とする。

**（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）**

**第十五条** 平成三十一年度及び平成三十一年度において、総務大臣は、東日本

大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 略

3 平成三十二年以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じ

た地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4・5 略

**第十五条** 平成二十九年度及び平成三十一年度において、総務大臣は、東日本

大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 平成三十一年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じ

た地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県				
一 警察費			一人に	八、三〇六、〇〇〇 円
二 土木費			つき	
1 道路橋り			千平方	一三五、〇〇〇
			道路の面積	

八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）とする。」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県				
一 警察費			一人に	八、三六六、〇〇〇 円
二 土木費			つき	
1 道路橋り			千平方	一四一、〇〇〇
			道路の面積	

		よう費	
		2	3
		河川費	港湾費
道路の延長	一キロ	二、〇二四、〇〇〇	
メート	メート		
ルにつ	ルにつ		
き	き		
河川の延長	一キロ	一八八、〇〇〇	
メート	メート		
ルにつ	ルにつ		
き	き		
港湾における係留施設の延長	一メー	二八、三〇〇	
トルに	トルに		
つき	つき		
港湾における外郭施設の延長	一メー	六、一四〇	
トルに	トルに		
つき	つき		
漁港における係留施設の延長	一メー	一〇、四〇〇	
トルに	トルに		
つき	つき		
漁港における外郭施設の延長	一メー	五、九三〇	
トルに	トルに		
つき	つき		

		よう費	
		2	3
		河川費	港湾費
道路の延長	一キロ	二、〇〇七、〇〇〇	
メート	メート		
ルにつ	ルにつ		
き	き		
河川の延長	一キロ	一八一、〇〇〇	
メート	メート		
ルにつ	ルにつ		
き	き		
港湾における係留施設の延長	一メー	二八、二〇〇	
トルに	トルに		
つき	つき		
港湾における外郭施設の延長	一メー	六、一八〇	
トルに	トルに		
つき	つき		
漁港における係留施設の延長	一メー	一〇、五〇〇	
トルに	トルに		
つき	つき		
漁港における外郭施設の延長	一メー	五、九八〇	
トルに	トルに		
つき	つき		

		4 その他の人口		3 高等学校 費		2 中学校費		1 小学校費		三 教育費		4 その他の人口	
		土木費		生徒数		教職員数		教職員数		小学校費		土木費	
		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき	
その他の人口	一人につき	六、二五三、〇〇〇	一、三四〇	六、五五六、〇〇〇	五六、一〇〇	六、三二二、〇〇〇	六、三二二、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	一、三四〇
特別支援 学校費	一人につき	六、一五五、〇〇〇	六、一五五、〇〇〇	五五六、一〇〇	五六、一〇〇	六、三二二、〇〇〇	六、三二二、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇	六、二五三、〇〇〇
その他の人口	一人につき	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇
高等専門学 校及び大学	一人につき	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇
私立の学校	一人につき	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇	二、八八九、六〇〇
幼児、児 童及び生徒	一人につき												

		4 その他の人口		3 高等学校 費		2 中学校費		1 小学校費		三 教育費		4 その他の人口	
		土木費		生徒数		教職員数		教職員数		小学校費		土木費	
		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき	
その他の人口	一人につき	六、二六二、〇〇〇	一、三九〇	六、五一二、〇〇〇	五五、一〇〇	六、三二三、〇〇〇	六、三二三、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	一、三九〇
特別支援 学校費	一人につき	六、一九四、〇〇〇	六、一九四、〇〇〇	五五一、一〇〇	五五、一〇〇	六、三二三、〇〇〇	六、三二三、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇	六、二六二、〇〇〇
その他の人口	一人につき	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇	二、〇二八、〇〇〇
高等専門学 校及び大学	一人につき	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇	二、二二二、〇〇〇
私立の学校	一人につき	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇	二、八八六、〇〇〇
幼児、児 童及び生徒	一人につき												

		四 厚生労働費		の数
		1 生活保護費	町村部人口	
		つき	一人に	九、三三〇
		つき	一人に	一五、七〇〇
		つき	一人に	一四、六〇〇
		つき	一人に	五〇、〇〇〇
		つき	一人に	九五、七〇〇
		つき	一人に	四三〇
		つき	一人に	一〇七、〇〇〇
		つき	一人に	五、〇二〇
		つき	一人に	一五、三〇〇

		四 厚生労働費		の数
		1 生活保護費	町村部人口	
		つき	一人に	九、三三〇
		つき	一人に	一五、一〇〇
		つき	一人に	一四、七〇〇
		つき	一人に	四八、三〇〇
		つき	一人に	九三、七〇〇
		つき	一人に	四四七
		つき	一人に	一一〇、〇〇〇
		つき	一人に	五、〇一〇
		つき	一人に	一五、三〇〇

	八 補正予算債 償還費	七 災害復旧費	三 地域振興 費	二 恩給費	一 徴稅費	六 総務費	四 商工行政 費	三 水産行政 費
成十年 度末	昭和三 十二年 から平 均	災害復 旧事 業費の 財源 に充て るた め発行 につ いて同 意又 は許可 を得 た地方 債に 係る元 利償 還金	人口	恩給受 給権 者数	世帯数		人口	水産業 者数
	千円に つき	千円に つき	一人に つき	一人に つき	一世帯 につき		一人に つき	一人に つき
	八〇〇	九五〇	五六〇	一、〇四二、〇〇〇	五、八七〇		一、九一〇	三三六、〇〇〇

	八 補正予算債 償還費	七 災害復旧費	三 地域振興 費	二 恩給費	一 徴稅費	六 総務費	四 商工行政 費	三 水産行政 費
成十年 度末	昭和三 十一年 から平 均	災害復 旧事 業費の 財源 に充て るた め発行 につ いて同 意又 は許可 を得 た地方 債に 係る元 利償 還金	人口	恩給受 給権 者数	世帯数		人口	水産業 者数
	千円に つき	千円に つき	一人に つき	一人に つき	一世帯 につき		一人に つき	一人に つき
	八〇〇	九五〇	六〇七	一、〇六七、〇〇〇	五、九三〇		一、九八〇	三三五、〇〇〇



での各年度 において国 の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金	平成十一年 千円に つき	平成十一年 千円に つき	十四年度ま で及び平成 十六年度か ら平成二十 九年度まで の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため
--	--------------------	--------------------	---

五五

での各年度 において国 の補正予算 等に係る事 業費の財源 に充てるた め発行を許 可された地 方債に係る 元利償還金	平成十一年 千円に つき	平成十一年 千円に つき	八年度まで の各年度に おいて国の 補正予算等 に係る事業 費の財源に 充てるため
--	--------------------	--------------------	---

五五

九 地方税減収 補填償還費		十 臨時財政特 例償還費	
発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	地方税の減 収補填のた つき	発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	地方税の減 収補填のた つき
千円に	千円に	千円に	千円に
二四	二四	二八	二八

九 地方税減収 補填償還費		十 臨時財政特 例償還費	
発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	地方税の減 収補填のた つき	発行につい て同意又は 許可を得た 地方債の額	地方税の減 収補填のた つき
千円に	千円に	千円に	千円に
二四	二四	二九	二九

十一 財源対策 債償還費		十二 減税補填 債償還費	
別に発行を 許可された 地方債の額	平成九年度 千円に	個人道府 千円に	六〇
から平成二 十九年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	二二	県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度	六〇

十一 財源対策 債償還費		十二 減税補填 債償還費	
別に発行を 許可された 地方債の額	平成八年度 千円に	個人道府 千円に	六二
から平成二 十八年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	二二	県民税に係 る特別減税 等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年度	六二

十四 臨時財政 対策債償還費	臨時財政 策のため平 つき	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成九年度に	補填債償還費	十三 臨時税収 補填債償還費	臨時税収補 填のため平 つき	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	該各年度に	するため当	減収を補填	の各年度の	八年度まで	から平成十

十四 臨時財政 対策債償還費	臨時財政 策のため平 つき	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成九年度に	補填債償還費	十三 臨時税収 補填債償還費	臨時税収補 填のため平 つき	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	該各年度に	ため当	減収を補填	の各年度の	八年度まで	から平成十

償還費	震災全国緊急 防災施策等債	成二十九 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可	成十三年度	から平成二	十九年度ま	での各年度	において特	別に起こす	ことができ	ることさ	れた地方債	の額	十五 東日本大	平成二十三	千円に	一〇三

償還費	震災全国緊急 防災施策等債	成二十八 年度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可	成十三年度	から平成二	十八年度ま	での各年度	において特	別に起こす	ことができ	ることさ	れた地方債	の額	十五 東日本大	平成二十三	千円に	一〇三

		市町村		を得た地方 債の額
		一 消防費	二 土木費	
	1 道路橋り よう費	人口	道路の面積	七二、七〇〇 円
	2 港湾費	一人に つき	千平方 メートル	
		道路の延長	道路の延長	一九四、〇〇〇
		メートル	メートル	
		港湾における係留施設の延長	港湾における係留施設の延長	二七、二〇〇
		メートル	メートル	
		港湾における外郭施設の延長	港湾における外郭施設の延長	六、一四〇
		メートル	メートル	
		漁港における係留施設の延長	漁港における係留施設の延長	一〇、四〇〇
		メートル	メートル	

		市町村		を得た地方 債の額
		一 消防費	二 土木費	
	1 道路橋り よう費	人口	道路の面積	七三、五〇〇 円
	2 港湾費	一人に つき	千平方 メートル	
		道路の延長	道路の延長	一九三、〇〇〇
		メートル	メートル	
		港湾における係留施設の延長	港湾における係留施設の延長	二七、一〇〇
		メートル	メートル	
		港湾における外郭施設の延長	港湾における外郭施設の延長	六、一八〇
		メートル	メートル	
		漁港における係留施設の延長	漁港における係留施設の延長	一〇、五〇〇
		メートル	メートル	

学校数	学級数	1 小学校費 児童数	三 教育費 土木費	6 その他の 人口	5 下水道費 人口	4 公園費 人口	3 都市計画 費 都市計画 域における	の延長 の延長	漁港におけ る外郭施設 の延長	の延長
一校に	一学級 につき	一人に つき	つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	つき
九、 四七九、 〇〇〇	八九〇、 〇〇〇	四三、 〇〇〇		一、 六二〇	九四		三六、 三〇〇	五三〇	九八八	四、 三一〇

学校数	学級数	1 小学校費 児童数	三 教育費 土木費	6 その他の 人口	5 下水道費 人口	4 公園費 人口	3 都市計画 費 都市計画 域における	の延長 の延長	漁港におけ る外郭施設 の延長	の延長
一校に	一学級 につき	一人に つき	つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	一人に つき	つき
九、 〇七九、 〇〇〇	八五〇、 〇〇〇	四三、 二〇〇		一、 七〇〇	九四		三六、 三〇〇	五三〇	九八八	四、 三六〇

2 社会福祉 人口	1 生活保護 市部人口	四 厚生費				4 その他の 人口	3 高等学校 費		2 中学校費		
		もの数	園の小学校 就学前子ど もの数	認定こども 園の小学校 就学前子ど もの数	幼稚園及び 幼保連携型 つき		生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数
一人に	一人に										
二二、四〇〇	九、四四〇				三八六、〇〇〇	五、二二〇	七〇、三〇〇	六、五五八、〇〇〇	八、六九一、〇〇〇	一、〇九七、〇〇〇	四〇、六〇〇

2 社会福祉 人口	1 生活保護 市部人口	四 厚生費				4 その他の 人口	3 高等学校 費		2 中学校費		
		もの数	園の小学校 就学前子ど もの数	認定こども 園の小学校 就学前子ど もの数	幼稚園及び 幼保連携型 つき		生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数
一人に	一人に										
二二、三〇〇	九、五二〇				三六九、〇〇〇	五、一四〇	六九、六〇〇	六、五六三、〇〇〇	八、五九四、〇〇〇	一、〇四二、〇〇〇	四〇、七〇〇



六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保健福祉費		三 保健衛生費	
1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	1 農業行政費	2 林野水産行政費	4 高齢者保健福祉費	5 清掃費	3 保健衛生費	
世帯数	戸籍数	農家数	林業及び水産業の従業者数	上人口	人口	人口	
一世帯につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
四、六一〇	一、一七〇	八四、三〇〇	二八五、〇〇〇	八三、八〇〇	五、〇二〇	七、八六〇	

六 総務費		五 産業経済費		四 高齢者保健福祉費		三 保健衛生費	
1 徴税費	2 戸籍住民基本台帳費	1 農業行政費	2 林野水産行政費	4 高齢者保健福祉費	5 清掃費	3 保健衛生費	
世帯数	戸籍数	農家数	林業及び水産業の従業者数	上人口	人口	人口	
一世帯につき	一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
四、三八〇	一、一七〇	八三、四〇〇	二九一、〇〇〇	八二、二〇〇	五、〇八〇	七、七八〇	

		3 地域振興費		七 災害復旧費		八 辺地対策事業債償還費	
		面積	人口	災害復旧事業費の財源		辺地対策事業費の財源	
		一平方 キロメ ートル につき	一人に につき	千円に つき		千円に つき	
		一、〇三九、〇〇〇	一、八三〇	九五〇		八〇〇	

		3 地域振興費		七 災害復旧費		八 辺地対策事業債償還費	
		面積	人口	災害復旧事業費の財源		辺地対策事業費の財源	
		一平方 キロメ ートル につき	一人に につき	千円に つき		千円に つき	
		一、〇三八、〇〇〇	一、八二〇	九五〇		八〇〇	

九 補正予算債 償還費		係る元利償 還金
昭和六十一年度から平成十一年度まで及び平成十六年度から平成二十九年までの各年度に	昭和六十一年度から平成十一年度まで及び平成十六年度から平成二十九年までの各年度に	千円につき 八〇〇
元利償還金	元利償還金	千円につき 五四

九 補正予算債 償還費		係る元利償 還金
昭和六十一年度から平成十一年度まで及び平成十六年度から平成二十八年までの各年度に	昭和六十一年度から平成十一年度まで及び平成十六年度から平成二十八年までの各年度に	千円につき 八〇〇
元利償還金	元利償還金	千円につき 五四

十一 臨時財政 特例債償還費	臨時財政特 千円に つき 債の額 を得た地方 意又は許可 について同 特別に発行 度において までの各年 二十九年度 度から平成	十 地方税減収 補填債償還費 地方税の減 収補填のた つき 地方債の額 許可を得た て同意又は 発行につい 充てるため 費の財源に に係る事業 補正予算等 において国の	二四	二八
-------------------	---	---	----	----

十一 臨時財政 特例債償還費	臨時財政特 千円に つき 債の額 を得た地方 意又は許可 について同 特別に発行 度において までの各年 二十八年度 度から平成	十 地方税減収 補填債償還費 地方税の減 収補填のた つき 地方債の額 許可を得た て同意又は 発行につい 充てるため 費の財源に に係る事業 補正予算等 において国の	二四	二九
-------------------	---	---	----	----

十三 減税補填 債償還費	個人 <small>の</small> の市町 村民税に係 る特別減税 つき	千円に	六二	十二 財源対策 債償還費	平成九年度 から平成二 十九年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	千円に	二二	め平成九 年 度から平 成 十二年度 ま での各年 度 におい て特 別に発行 を 許可され た 地方債の 額

十三 減税補填 債償還費	個人 <small>の</small> の市町 村民税に係 る特別減税 つき	千円に	六三	十二 財源対策 債償還費	平成八年度 から平成二 十八年度ま での各年 度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 の額	千円に	二二	め平成八 年 度から平 成 十二年度 ま での各年 度 におい て特 別に発行 を 許可され た 地方債の 額

等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 度から平成 十年 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため当 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額	十四 臨時 補填債償還 費	臨時税収補 填のため平 成九年度に おいて特別 に起こすこ とができる	千円に つき
			二二

等による平 成六年度か ら平成八年 度まで及び 平成十年 度から平成 十年 八年度まで の各年度の 減収を補填 するため当 該各年度に おいて特別 に起こすこ とができる こととされ た地方債の 額	十四 臨時 補填債償還 費	臨時税収補 填のため平 成九年度に おいて特別 に起こすこ とができる	千円に つき
			五三

急 防 災 施 策	震 災 全 国 緊 急	て 東 日 本 大	年 度 に お い	度 ま だ の 各	償 還 費	防 災 施 策 等 債	成 二 十 九 年	十六 東日本大	十五 臨時財政	た 地 方 債 の 額	こ と と さ れ
								震 災 全 国 緊 急	防 災 施 策 等 債		
								平 成 二 十 三 千 円 に	成 十 三 年 度		
								一 〇 三			

急 防 災 施 策	震 災 全 国 緊 急	て 東 日 本 大	年 度 に お い	度 ま だ の 各	償 還 費	防 災 施 策 等 債	成 二 十 八 年	十六 東日本大	十五 臨時財政	た 地 方 債 の 額	こ と と さ れ
								震 災 全 国 緊 急	防 災 施 策 等 債		
								平 成 二 十 三 千 円 に	成 十 三 年 度		
								一 〇 三			

等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地方団体の種類	測定単位	単位費用
人口 面積	人口 面積			
一人につき 一平方キロ メートルにつき	一人につき 一平方キロ メートルにつき			九、三一〇 円 一、一六三、〇〇〇 円
一七、五〇〇 円 二、三四三、〇〇〇				

等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

別表第二（第十二条第五項関係）

市町村	道府県	地方団体の種類	測定単位	単位費用
人口 面積	人口 面積			
一人につき 一平方キロ メートルにつき	一人につき 一平方キロ メートルにつき			九、八〇〇 円 一、二一九、〇〇〇 円
一八、三八〇 円 二、四二六、〇〇〇				



改正案

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

**第四条** 交付税特別会計において、平成三十年度 から平成六十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十年度 にあつては三十一兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円を、平成三十一年度から平成三十六年度までの各年度にあつては三十一兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十七年度から平成六十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
平成三十一年度	四千億円
平成三十二年度	五千億円
平成三十三年度	六千億円

現 行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

**第四条** 交付税特別会計において、平成二十九年<sup>〃</sup>度から平成六十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年<sup>〃</sup>度にあつては三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円 を、平成三十年度から平成三十六年度までの各年度にあつては三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円 から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十七年度から平成六十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千七百七十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
平成三十年 <sup>〃</sup> 度	四千億円
平成三十一年度	四千億円
平成三十二年 <sup>〃</sup> 度	五千億円
平成三十三年 <sup>〃</sup> 度	六千億円

平成三十四年度	七千億円
平成三十五年度	八千億円
平成三十六年度	九千億円

2・3 略

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

**第五条** 平成三十年 度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

**第九条** 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金額は、平成三十年 度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額に二千億円 を加算した額から同条第七号に掲げる額を減額した額とし、平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から

平成三十四年度	七千億円
平成三十五年度	八千億円
平成三十六年度	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。  
3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金の利子の繰入れの特例)

**第五条** 平成二十九年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

**第九条** 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金額は、平成二十九 年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同条第七号に掲げる額を減額した額とし、平成三十年 度から平成三十三年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から

第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年度及び平成四十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年	二千五百三十三億円
平成三十三年	二千九十二億円
平成三十四年	千六百五十六億円
平成三十五年	千二百十七億円
平成三十六年	八百三十四億円
平成三十七年	五百二十五億円
平成三十八年	二百八十五億円
平成三十九年	百三十四億円
平成四十年	四十一億円
平成四十一年	十四億円
平成四十二年	七億円
平成四十三年	三億円
平成四十四年	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

第四号に掲げる額を減額した額とし、平成四十三年度及び平成四十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成三十年	三千三百六十七億円
平成三十一年	二千九百六十一億円
平成三十二年	二千五百三十三億円
平成三十三年	二千九十二億円
平成三十四年	千六百五十六億円
平成三十五年	千二百十七億円
平成三十六年	八百三十四億円
平成三十七年	五百二十五億円
平成三十八年	二百八十五億円
平成三十九年	百三十四億円
平成四十年	四十一億円
平成四十一年	十四億円
平成四十二年	七億円
平成四十三年	三億円
平成四十四年	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十年から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千三百五十四億八千四百四十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 略

2 略

三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円

四 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

第十条 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れられるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、

3 平成三十年度 においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成二十九年年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。